

お客様相談室便り 2007 3月号



平成19年6月7日 消費者団体訴訟制度施行

消費者団体訴訟制度って何?
私たちにどうかかわってくるの?

まずは3つのポイントを
おさえよう!!

**消費者全体のために、
適格消費者団体が、訴訟を提議し、
不当な行為に対する
差止請求ができるようになる制度**

目的
**消費者被害の未然防止・
拡大防止…**

消費者契約に関連した被害
は、同種の被害が多いので、
**事業者の不当行為自体を抑止する
方策が必要。そこで、個人ではなく
消費者団体が事業者と闘えるようになる。**

今まで、消費者契約法では個別的・事後的にしか救済することは出来なかった。

適格消費者団体とは…

- * 内閣総理大臣が認定する
- * 内閣総理大臣による監督措置
- * 徹底した情報公開措置

a情報提供

必要な情報（差止請求に係る判決、裁判外の和解の内容など）を消費者に対し、提供するよう努める。

b結果の公表

裁判等、差止請求の結果の概要を、広く国民に周知・公表する。

差止請求権とは…

「不当勧誘をしてはならない」
「不当条項のある契約を締結してはならない」といった差止請求を行える権利。

事業者が消費者に対して、以下の行為を行った場合又は行うおそれがある場合に請求される。

***不当な勧誘行為**

（消費者契約法4条1項～3項）

***不当な契約条項の使用**

（消費者契約法8条～10条）

この差止請求で業務改善など和解が出来ない場合は、管轄裁判所へ提訴する。

差止請求が認められた場合、事業者に強制執行（間接強制金の支払い）が命じられる。



消費者団体訴訟制度は、**消費者契約法**が対象です。

特に、所属においては、「**不実告知（消費者契約法4条1項）**」が毎日の活動に関係します。

例

換気扇を付けないと湿気がひどくなる。

このまま放っていたら、家が倒れますよ。など…

センターなど公的機関に多くの同事案が入った場合、消費者団体訴訟の対象となります。

コンプライアンスに準拠した活動を

